

江戸川区指定管理者制度運用指針

平成27年5月27日策定

1. 運用指針の位置付け

平成15年9月に地方自治法が一部改正され、「公の施設」の管理について、民間事業者を活用することにより、住民サービスの向上と経費の節減を目指す、指定管理者制度が導入された。

本区の公の施設において、より一層の区民サービス向上に資するため、指定管理者制度を適切に運用し、安定的な管理運営を行うことを目的に、この指針を策定する。

2. 制度導入施設

民間事業者のノウハウを活用することにより、サービス内容の向上や管理運営の効率化などが見込まれる施設について導入する。また、導入する際は、地方自治法の定めにより、各施設設置条例に指定管理者の指定の手続き、管理の基準及び業務の範囲等、必要事項を定める。

3. 指定管理者候補者の選定

(1) 指定管理者選定委員会

指定管理者候補者の選定は、要綱により設置する、江戸川区指定管理者選定委員会（以下、選定委員会）で行う。

(2) 指定管理者の募集

指定管理者候補者の選定は、原則として公募型プロポーザル方式により行う。

ただし、指定期間終了年度の前年度終了後に実施する最終総合評価において、指定管理者の評価が一定の水準以上に達している場合は、公募によらない選定を行うことができる。また、この場合においても選定委員会は、公募型プロポーザル方式に準じた選定基準及び審査方法等により選定を行う。

(3) 選定基準

基本的な選定の基準は以下の通りとする。

利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られること

公の施設の効用を十分に発揮できること

公の施設の適切な維持管理及び管理経費の縮減が図られること

公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有していること

指定管理手法及び維持管理体制が明確になっており、安全・安定的な施設管理ができること

個人情報の保護に対して十分な能力を有していること

(4) 審査方法

第一次審査（書類審査）

書類により団体の経営能力や提案内容を審査し、原則として複数の優秀提案者を決定する。

第二次審査（ヒアリング等）

第一次審査通過団体に対し、具体的な事業内容や運営の実現性等についてヒアリングを実施し、候補者を一団体決定する。

(5) 選定結果の公表

選定結果は、区ホームページで公開する。

4. 応募に関する事項

(1) 団体の種別等

法人格を持つ団体とする。また、複数の団体で構成する共同事業体による応募も可能とし、この場合は必ず代表団体を定めること。なお、構成団体についても全て法人格を持つ団体であること。

(2) 応募団体の制限

次のいずれかに該当する場合は、応募資格を認めないものとする。また、応募受付以降に以下の事由に該当した場合、当該団体は応募資格を失うものとする。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する団体

申請時において引き続き2年以上、施設の運営・維持管理等の業務に従事していない団体

直近2年間に、国税又は地方税の滞納がある団体

江戸川区から指名停止処分を受けている団体

江戸川区長及び区議会議員本人が経営に関わる団体

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものの統制の下にある団体

施設の管理運営を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有していない団体

5. 協定等の締結

(1) 協定の締結

江戸川区議会の議決を経て、候補者を指定管理者として指定するとともに、区は指定管理者と基本協定を締結する。

(2) 基本協定の項目

基本協定に規定する項目は、次に掲げるものとする。なお、各施設の特性や状況に応じて項目を追加または変更する。

指定期間に関する事項

利用の承認等に関する事項

業務の範囲や実施条件等に関する事項

利用料金に関する事項

区が支払うべき経費に関する事項

施設内の物品の所有権の帰属に関する事項

減免の取扱いに関する事項

事業計画書等の提出に関する事項

業務の再委託に関する事項

業務の引継ぎに関する事項

業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項

情報セキュリティに関する事項

実地調査及び実績評価に関する事項

指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項

損害賠償に関する事項

その他区長が必要と認める事項

6．評価の実施

(1) 施設所管課による評価

区は、毎年度、業務の遂行状況や実績を実地調査等により確認し、指定管理者が作成する事業計画書及び事業報告書に基づき、業務の水準を確認するため、実績評価を行う。

(2) 最終総合評価

選定委員会において、指定期間終了年度の前年度終了後に最終総合評価を実施する。

7．指定の取消し

指定管理者が次のいずれかに該当する場合は、指定を取り消すことができる。

(1) 本業務に際し、不正行為があった場合

(2) 虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだ場合

(3) 協定内容を履行せず、又はこれらに違反した場合

(4) 業務の遂行が困難と認められた場合

(5) 著しく社会的信用を損なう等、指定管理者としてふさわしくないと認められた場合

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものの統制の下にあると認められた場合